

放課後等デイサービス事業所 管理者 様

浜松市障害保健福祉課長
久保田 尚宏

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の
実施に伴う給付費の請求等について

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和2年3月13日付け障発0313第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の実施について」により別添写しのとおり通知されたところです。

つきましては、事業所の皆様におかれましては、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の実施に伴う給付費の請求につきましては、下記のとおり取り扱うようお願いいたします。

記

1 国保連への請求について

当市令和2年3月16日付け事務連絡「学校の一斉臨時休業終了に伴う放課後等デイサービスの基本報酬の取扱いについて」のとおり、特別支援学校等の臨時休業に伴う費用の増加分も含めて通常の手続き通りに国保連に請求を行ってください。

2 利用者負担額の軽減について

特別支援学校等の臨時休業に伴い追加的に生じた下記①から④の費用に係る利用者負担額については、補助金の対象となりますので、後日、事業者から本市へ請求を行っていただきます。（別紙「参考：事務処理の流れ」参照）

- ① 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

※なお、3月サービス提供分の国保連請求における利用者負担額の算出については、増加分を含む全ての報酬について、通常通り上限額管理を行い算出してください。

3 補助金対象となる利用者負担額の計算及び補助金申請について

後日、お送りする補助対象額計算シートの入力により、浜松市障害保健福祉課へ報告し、補助金対象となる利用者負担額について、補助金申請を行っていただきます。

4 利用者負担額の利用者への請求について

保護者に3月分の利用料を請求する際には、学校臨時休業がなかった場合の利用料（当初から3月に予定していた利用分に相当する利用料）のみ請求してください。なお、当初から3月に予定していた利用分に相当する利用料の算出が難しい場合には、一旦、増加分を含む全ての報酬に係る利用者負担額を徴収し、補助金申請の際に算出する補助金対象分を保護者へ返還してください。

【連絡先】

浜松市役所 障害保健福祉課
生活支援第2グループ
電話457-2863